

3.1.3 ハザード評価

ハザード評価については、玄海第3号機第3回届出書及び玄海第4号機第4回届出書にて特重施設運用開始に伴い実施した「3.2 安全性向上に係る活動の中長期的な評価」として、IAEA 特定安全ガイド No.SSG-25 に基づくレビューのうち「安全因子 7:ハザード評価」を実施することを目的とした評価を実施した。

玄海第3号機第4回届出書及び玄海第4号機第5回届出書の確認以降、設計や安全評価の前提に影響を与えるような科学的知見及び技術的知見は得られていない(「第2章 2.2.2 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見」参照)。また、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、評価結果の変更はない。

なお、玄海第3号機第3回届出書及び玄海第4号機第4回届出書にて審査中であった地震本部の知見について、玄海第3号機第4回届出書及び玄海第4号機第5回届出書にて、安全性向上の観点から複数の断層の連動を考慮することとし、この連動による地震動・津波評価への影響確認を行った。その結果、基準津波を上回る結果となったことから、基準津波の変更等に係る原子炉設置変更許可申請を2024年7月25日に行った。